

平成26年第4回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況（経済部所管）

開催年月日 平成26年12月17日（水）

質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 再生可能エネルギー等について (一) 申請のあった再生可能エネルギーの総量について (高橋委員) 再生可能エネルギーについてお聞きします。この夏、経産省の資源エネルギー庁に行きまして。再生可能エネルギーの促進と送電網の国の支援ということで行った訳ですが、この時に大臣官房審議官が言ったんですが、現在、申請のある全国の再生可能エネルギーの総量は約6,000万kwを超えたという話です。そういうことから申請の抑制をしなければならないとお話が有りましたが、道内における再生可能エネルギーの申請状況と認可された総量、今後の取り扱いなどについてお聞きをしたいと思います。</p> <p>(二) 再生可能エネルギーの産業的な位置づけについて (高橋委員) 国内の再生可能エネルギーの申請が先ほど、約6,000万kwを超えたと言いましたけども、比較的大きな原発1基のこの発電量を100万kwというふうにみならず、60基分に当たる訳でございます。すでに6000万kwだけで、全国の原発は不要という状況になる訳でありまして、北海道も322万kwでございますから、泊原発の1号炉から3号炉まで、足しても207万kw、十分おつりが来るということになる訳でございます。北海道は、再生可能エネルギーの宝庫と知事も言われていたんですが、この再生可能エネルギーの産業的な位置づけについてお聞きしたいと思います。</p> <p>(三) 風力発電の受入量について (高橋委員) 経済産業省の「総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会」では、先日、北電の風力発電受入量を最低56万kwと算定したようですが、道としてのご見解をお聞きしたいと思います。</p>	<p>(赤塚参事) 再生可能エネルギー発電設備の認定状況等についてでございますが、本年10月末時点での道内における固定価格買取制度の状況については、申請状況は公表されておきませんが、設備認定は、件数で2万7千113件、容量で約322万7千キロワットとなっております。</p> <p>買取制度は、新エネルギーの導入拡大に向けて重要な仕組みでございますが、制度がスタートして2年が経過する中、太陽光の偏重や系統接続の制約などの課題がでてきてところでございます。</p> <p>このため、現在、国において受入可能量拡大について検討しており、年内を目途に対策を取りまとめる予定であるほか、引き続き、再生可能エネルギーの導入と国民負担とのバランスや買取価格の決定方法、系統整備とその費用負担などの広範な論点について、制度見直しに向けた検討が進められるものと承知しております。</p> <p>(赤塚参事) 再生可能エネルギーの産業面での効果についてであります。太陽光や風力では、道内外企業の立地が進むことにより、地域企業による新事業進出や関連機器の生産拡大など、本道産業の振興につながる効果が期待できるところでございます。</p> <p>また、温泉熱や雪氷冷熱を付加価値の高い農産物の生産に利用する取組や、基幹産業であります一次産業と連携したバイオマスエネルギーの活用など、それぞれの地域に特色あるエネルギーの導入促進は、地域の活性化に大いに寄与するものと考えているところでございます。</p> <p>(赤塚参事) 北電の風力発電の受入可能量についてであります。北電では、電力の安定供給と再生可能エネルギーの導入拡大の両立を図るため、出力変動が需給面や運用面に与える影響をシミュレーションするなどの技術検証を行うとともに、東京電力と共同で北本連系設備などを活用する実証試験を進めており、現在の系統規模で受入可能な風力発電を56万キロワットとし引き続き、技術検証の結果などを踏まえ、さらなる連系を図っていくこととして承知をしております。</p> <p>風力発電は、本道が全国トップのポテンシャルを有しており、道としては、技術開発の促進や風況に優れた道北での送電網の整備、北本連系の増強などにより、さらなる導入拡大が可能と考えており、引き続き、国や道内外の企業に働きかけを行ってまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 小規模発電と業者について (高橋委員) 北海道は、風力よりも太陽光の方が大きい。しかし、賦存量とすれば、風力の方が期待感が非常に多い。FIT、固定価格買取取り制度が導入されてから、多くの業者が非常に期待を持っている訳でございます。それぞれの業者の方々が土地を確保し、資材を確保し、この小規模発電についての申請を行っているところでございますけれども、認可を受けることが出来なく、途方に暮れる業者も非常に多い訳でございます。</p> <p>道が再生可能エネルギーの宝庫というふうに謳って、今後の産業としての将来性も多く喧伝したという訳でありますから、そういう意味からいっても、道の考え方も各業者にこれから先が伸びていく産業だと、従って、その産業をきちっと今のうちから、取り組んで行こうというところがあったにも関わらず、上限が決められて、申請しても認可が得られない、この状況になってはいますが、この現象についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。</p> <p>(五) 道のエネルギー政策について (高橋委員) 今お答えあったように、分散型電源だとかの普及の話もありましたけれども、北海道においてスマートコミュニティと言いますか、地産地消で、ある地域だけでやってみようということは、前にも知事にお聞きしましたし、奥尻で実験的にやってみようかなどという話も本人されてはいたけれども、まったくその事は今どうなっているのかという状況です。また北海道においてそういうモデル地区が進んでいかないというのも、大きな、地産地消についての問題があるだろうと思っております。</p> <p>今後の再生可能エネルギーの導入計画において、以前導入量が示された訳でございますけれども、最終的に道は、再生可能エネルギーの導入を重点をおいたエネルギーバランスをどのように描かれているのかお聞きをしたいと思います。</p> <p>(高橋委員) 今お答えがありましたけれども、設備容量で3.5倍ということですから、528万kWを目標にしてということでございます。当然そういう風になってまいりますと、北海道の電気というのは、北海道だけで十分供給が可能でありますし、それを本州に送っていくというところのイメージも今出た訳でございますが、先程お話ししたようにスマートコミュニティの状況だとか、先程ももう一つお話ししました事業者への対応だとかの問題もまだある訳ですから、これは知事にお聞きしたいと思いますので、委員長お取りはからいをよろしくお聞きしたいと思います。</p>	<p>(環境・エネルギー室長) 再生可能エネルギーの買取についてであります。道では、再生可能エネルギーは、本道が大きなポテンシャルを有し、地域の暮らしや産業の活性化にも寄与することから、これまで、その導入促進に努めてきたところでございます。</p> <p>こうした中、固定価格買取制度の施行後、条件が適合した地域に大規模太陽光が集中するなどしたことから、系統接続の制約の問題が全国的に顕在化しているところであると認識しております。</p> <p>道としては、本道の可能性を最大限に発揮していき、電力インフラの整備を働きかけるとともに、避難施設での小規模太陽光発電の設置など分散型電源の普及やバイオマスや小水力をはじめとしたエネルギーの地産地消の促進に、地域や企業の皆様と連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(経済部長) 新エネルギーの導入拡大についてであります。暮らしと経済の基盤であります電力につきましては、安定性、経済性、環境負荷の低減を基本的視点としながら、社会経済の変化への柔軟な対応が的確に図られるべきであり、道といたしましては、天然ガスなど環境負荷が低く経済性に優れたエネルギーや、本道が高いポテンシャルを有します新エネルギーなど、さまざまな電源の特性が活かされた多様な構成としていくことが重要であると考えているところでございます。</p> <p>道では、新エネルギーを中長期的に主要なエネルギー源の一つとしていくことを目指し、平成24年度実績に対して、設備容量で約3.5倍、発電電力量で約2.4倍とする導入目標を掲げたところであり、地域における取組の拡大や技術開発の促進、あるいはインフラの強化などの条件の整備に努め、新エネルギーの導入加速化に取り組んでまいり考えてございます。</p>
<p>二 北海道新幹線開業後の観光入り込み数について (一) 二次交通アンケート調査の位置づけについて (高橋委員) 次に、北海道新幹線の関係でお聞きをしたいと思います。</p> <p>この間、北海道の観光入込客数、これは新幹線にかかわってでございますけれども、第2回の定例会におきまして予算特別委員会で、私どもは、アンケートを行うべきだということを質問させていただきました。</p>	<p>(観光局長) 二次交通アンケート調査の観光面での位置づけについてでございますが、今回の調査につきましては、新幹線を利用して来道される方々の二次交通の利用意向などについて調査推計し、その結果を地域の交通事業者や市町村の皆様にご提供することによりまして、新幹線の開業後における二次交通ネットワークの充実に</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>そのことで、アンケートが実施されたわけですが、この結果についてどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。</p> <p>(二) 調査結果の分析について (高橋委員)</p> <p>北海道新幹線新函館北斗駅の利用数につきまして、当初、経済界が1日約9,500人ということで試算をしまして、この数字が道外からの来道客数と思われるけれども、しかし、私は当初からこの数字はあくまでも新駅の交流人口であって、乗降客ということで考えると、単純にこの半分、つまり、本州から新幹線を利用して来道する方々は、4,750人になると考えてございました。</p> <p>調査結果から推察しますと、現在考えられているダイヤは10編成ですから、単純計算で1編成475人ということになるわけでございまして、1編成の定員は735人ですから、約65%の搭乗率ということになるのでしょうか。</p> <p>さらにこの調査では、新函館北斗駅の利用客の40%が道内客で、60%が道外客とのことです。来道客の4,750名の60%が新幹線を利用した道外の観光・ビジネス客ということになり、その数は約2,850人ということになるわけです。</p> <p>いつのまにか交流人口が9,500人ということで毎日、道外から来るのだろうと思われておりましたけれども、今回の調査では、1日の道外客は平均で2,850人ということになりまして、そのうち、函館方面に向かうのは46%ですから、1,311人ということになるわけでございます。</p> <p>調査結果を単純に分析すれば、このようなことに想定されますけれども、道はどのように分析をされたのかお聞きしたいと思います。</p> <p>(三) 調査結果の受け止めについて (高橋委員)</p> <p>今、お話があったように、1日のうち道外から来る客は1,300人程度となりまして、水をかけるわけではないのですが、過大に評価されていた部分が具体的実数として現れてきますと、客観的な数字を受け止めなければいけないと思っているわけでございます。</p> <p>これを単純にまた計算しますと、北海道新幹線の函館方面への効果が年間4万8,500人に留まるといことになるわけでして、調査結果を単純に受けとめただけですから、これを直接そのまま受け止めることにはならないと思っておりますけれども、一つのデータとして無視はできないのだろうと思っております。十分な対応策を考える必要があるものと思っておりますが、道はこの結果をどのように受け止められているのかお聞きします。</p>	<p>向けた取組の促進に資することを目的として、新幹線開業戦略推進会議の交通戦略部会におきまして実施をしたところと承知をしております。</p> <p>観光局といたしましては、新幹線の開業効果を全道に波及させるために、道内各地を結ぶルートづくりを進めますとともに、旅行商品の造成に向けました商談会の開催などに取り組んでおりまして、今回の調査で得られたデータも参考にしながら、引き続き、プロモーション活動なども含め、新幹線に関連するこれらの観光施策を推進してまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>(観光局参事)</p> <p>調査結果の分析についてであります。現在行っております「北海道新幹線開業後の二次交通動態調査」につきましては、平成15年度に北海道経済連合会が公表した調査結果におきまして、北海道新幹線開業後、1日当たり9,500人と推計されました新函館北斗駅の交流人口の内訳や、道内外の移動手段といった二次交通の利用形態につきまして調べているものでございます。</p> <p>これまでは、新函館北斗駅の交流人口の内訳は、道内客と道外客を半々と仮定しておりましたが、先月取りまとめました速報値によりますと、道内客が約4割、道外客が約6割となっております。また、新駅に着いた道外客の行き先につきましては、道央方面に54%、道南方面に46%となっております。</p> <p>このことから、乗降者の比率を1:1としますと、来道者は1日当たり4,750人の6割である2,800人になり、そのうち、46%の1,300人程度が道南方面に向かうものと推定されます。</p> <p>(観光局参事)</p> <p>調査結果についてでございますが、新幹線開業効果を最大限に活かすためには、魅力ある観光地づくりを進めるとともに、目的地に円滑に移動するための交通アクセスの充実が重要であると認識しております。この度の調査におきましては、道外から新幹線で新函館北斗駅に来られた方々がどういった手段で目的地に移動するかなどにつきまして、調査しているところでございます。</p> <p>今回の調査につきましては、先般、速報値として取りまとめられたものに加え、現在、詳細の分析が進められているところでございますので、道としましては、この調査結果も参考に、新幹線開業効果を高め、より多くの観光客に来ていただけるよう、取組を加速してまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 日本政策投資銀行が行った観光客入り込み数調査について (高橋委員) 一方、日本政策投資銀行が行った北海道新幹線函館北斗開業における経済波及効果では、首都圏1都3県と宮城県から観光で年間約9万7千人、ビジネスで年間約3万2千人が増加し、年間約136億円の波及効果があると試算したわけですが、観光とビジネスで約12万9千人という数字は、単純に1日に換算しますと約353人、新幹線は10編成ですから、1編成735人中、約35人しか新しい来道客として増えないことになるわけでございます。 あくまでも平均値ですから季節変動があるにしても年間約12万9千人の増加です。 この調査をどのようにお考えなのかお聞きします。</p> <p>(五) 調査の重さについて (高橋委員) この調査は、政府の関連金融機関が行ったものでありますから、それなりの重さを持つものだと思いますが、道の見解をお聞きします。</p> <p>(六) 二つの調査への視点について (高橋委員) 道の独自のアンケートも首都圏中心に行われました。その結果は調査内容の多少の違いはあれ、来道客の増がどの程度になるのかという同一の目的で行われたものであります。 しかし、その結果とすると、47万人と12万人という、その差が4倍にも開きがあるということですから、誤差の範疇から大きくかけ離れています。 道は、この二つの調査のどちらに重きを置いて、今後の観光への取り組みを行う事になるのかお聞きします。</p> <p>(高橋委員) 先ほどの観光関連の質問の答弁では、首都圏、東北を中心としてということですから、この調査はまさしく首都圏、東北の中でも、首都圏というウエイトを置いたところに行っているわけです。 全国で47万人、そして首都圏で12万人という話ですが、それはそれとしながらも、本来ウエイト置いているところがそうでもないような状況の調査になっているということですから、これは一歩やはりきちっとそのことを受け止めながらこれからの観光施策を展開していかなければならないと思うわけございまして、これらのことについても知事のお考えをお聞きし</p>	<p>(観光局参事) 日本政策投資銀行が行った調査についてでございますが、北海道新幹線開業により、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、首都圏1都3県からの鉄道を利用した北海道への入り込みが、観光で年間約5万6千人、ビジネスで約1万6千人増加すると見込んでおります。 また、東北新幹線沿線の宮城県からは、観光で年間約4万1千人、ビジネスで約1万6千人の増加を見込んでおりまして、1都3県と宮城県の合計で、約12万9千人が増加するという推計結果が示されたところでございます。 この調査は、新幹線開業による経済効果を計量化する一つの試みとして独自の推計モデルを構築し、新幹線開業による効果が期待される地域の一部について、入り込みの増加数を推計したものと承知しております。</p> <p>(観光局参事) この調査に対する道の見解についてでございますが、この調査は、観光資源数と人口、時間距離などの4点を北海道新幹線の利用者数に影響を及ぼす要因と設定し、新幹線開業によって移動時間が短縮される首都圏1都3県と宮城県からの来道者数を推計したものであり、新幹線の開業による各地域からの観光客の増加数を予測する推計方法の一つが示されたものと考えております。</p> <p>(観光振興監) 二つの調査についてであります。先ほどご指摘のございました約47万人につきましては、全国各地から道南への観光客数の見込みを推計したものでございますが、日本政策投資銀行が増加とした約12万9千人につきましては、居住地を1都4県に限定して、来道者数を推計したものでございます。前提条件や新幹線利用者数に影響を及ぼす要因が異なりますことから、単純に2つの調査を比較することは困難であると考えております。 道といたしましては、これらの調査結果も踏まえまして、より多くの方々に新幹線を利用して来道していただけますよう、一般消費者に向けたPRイベントの実施や、メディアを活用した情報発信を展開いたしますなど、新幹線の開業効果を最大限に高めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>たいと思いますので、一つよろしくお取り計らいをお願いします。</p> <p>三 雇用問題について (一) 雇用に関する基本的な認識について 1 雇用の形態について (高橋委員) 雇用の形態は、本人が望む場合、本来、正社員が望ましいとお考えなのかお聞きをしたいと思います。</p> <p>2 臨時的業務について (高橋委員) 臨時的な業務が恒常的に継続される場合でも、臨時的業務と位置づけることが妥当だと思われるかをお聞きしたいと思います。</p> <p>3 時間外勤務の上限について (高橋委員) 時間外勤務の上限はどの程度であるべきとお考えなのかお聞きします。</p> <p>4 時間外勤務の手当について (高橋委員) 過半数で組織されている労働組合があるところはいいですが、ないところがほとんどでございますから、そういう意味からすると、時間外の制限はざるになっていると思うわけでございますが、時間外勤務につきましては、当然、時間外勤務に見合う手当が支給されるべきだと思いますが、お考えをお聞きします。</p> <p>5 時間外勤務についての認識について (高橋委員) 道庁内でもどうなのか実態はあいまいだと思いますけれども、自主的なサービス残業、強制的なサービス残業についての認識をお聞きしたいと思います。</p>	<p>(労働局長) 雇用の形態に対する考え方についてでございますが、働く方におきましては、自ら短時間労働など柔軟な働き方を求める労働者の方々がいる一方で、正社員として働くことを希望する方々も多いことから、それぞれの働く方々のニーズに応じた働き方ができることが望ましいものと考えているところでございます。</p> <p>(就業支援担当課長) 企業におけます業務の位置づけなどについてでございますが、企業におきましては、労務コストの削減や業務量の変動調整などから、一時的・臨時的な労働力としてのニーズがあるものと承知しておりますが、業種や従業員数、具体の業務によってその状況はさまざまでありますことから、妥当性につきましては、各々の企業の状況によって異なるものと考えているところでございます。</p> <p>(就業支援担当課長) 時間外勤務についてでございますが、労働者の健康管理や業務の能率向上などの観点から、労働時間は、労働基準法に基づき、原則として1日8時間、1週間40時間以内と規定されているところでありまして、使用者は、労働時間を延長し、または休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織される労働組合などと書面による協定を締結し、事前に労働基準監督署に届け出ることになっております。 また、厚生労働大臣が定めました「時間外労働の限度に関する基準」によりますと、原則として、1ヶ月で45時間、1年間で360時間を超えないものとしなければならないとされているところでございます。</p> <p>(就業支援担当課長) 時間外割増賃金についてでございますが、労働者の健康管理や業務の能率向上などの観点から、労働者に対し、1日8時間、1週間40時間を超える法定労働時間外などに労働をさせた場合には、割増賃金を支払わなければならないことになっております。 このことは、労働基準法に規定されているものであり、道といたしましても、労使双方がこうした関係法令をよく理解し、適切に遵守されることが重要と考えているところでございます。</p> <p>(就業支援担当課長) 時間外勤務に対する認識についてでございますが、労働者に対し、残業代を支払わない「いわゆるサービス残業」につきましては、法令違反が疑われる事案と考えられるものでありまして、時間外勤務など</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(高橋委員) 道も予算が決まっていますから、上限をそれを超えてしまったらサービス残業ということはよくある話なんで、監督する側が監督されなければならない立場になるという状況もあるのかなという、ちょっと私の印象ではございますけれども。</p> <p>6 勤務時間について (高橋委員) 勤務終了から次の勤務開始まで、どの程度時間をおくべきとお考えなのかお聞きしたいと思います</p> <p>7 休憩時間について (高橋委員) 休憩時間はどのように有るべきとお考えですか。</p> <p>8 連続勤務について (高橋委員) 連続勤務は何日までが上限とお考えですか。</p> <p>9 有給休暇について (高橋委員) 有給休暇は労働者の自由意志によって取得出来るものなのかお聞きしたいと思います。</p> <p>10 同一労働・同一賃金について (高橋委員) 本来、同一の労働であれば、同一の賃金が支払われるべきとお考えなのかお聞きしたいと思います。</p>	<p>の取扱は、労働基準法など関連法令に基づき適切に行われるべきと認識しております。</p> <p>(就業支援担当課長) 勤務終了から次の勤務開始までの時間についてでございますが、現在、公労使の代表で構成されます国の審議会におきまして、労働時間法制の見直しなどの中で、労働時間の量的上限規制など健康確保等のための措置についても審議がされているものと承知しておりますが、EU では、労働者の健康確保の観点から、24時間につき連続11時間の休息時間が保障されているところでございます。</p> <p>道といたしましては、道民が安心して働けることが大切であるとの観点から、国の検討状況を注視し、地域の実情に配慮しながら必要な事項について提言してまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>(就業支援担当課長) 休憩時間についてでございますが、業務の能率・生産性の向上や労働者の生活の充実・向上のためにも、勤務時間中に適切に休憩をとることは重要でありまして、労働基準法によりますと、使用者は、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも60分の休憩を、勤務時間の途中に与えなければならないものとされているとともに、休憩時間は自由に利用させなければならないとされているところでございます。</p> <p>(就業支援担当課長) 連続勤務についてでございますが、業務の能率・生産性の向上のため、また、労働者の生活の充実・向上のためにも、休日を設けることは重要でありまして、労働基準法によりますと、使用者は労働者に対し、毎週少なくとも1日、または4週間を通じて4日以上の日を有給休暇を与える必要があるとされているところでございます。</p> <p>(就業支援担当課長) 有給休暇の取得についてでございますが、労働基準法によりますと、使用者は有給休暇を労働者の請求する日に与えなければなりません。請求された日に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合は、別の日に変更することができるとされているところでございます。</p> <p>(労働局長) 同一労働・同一賃金についてでございますが、正社員であることや非正規労働者であることを問わず、賃金などの労働条件につきましては、働き方に見合</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>11 ワークルールについて (高橋委員) 今までお聞きしたことがほとんど守られていないのがブラック企業と言われるわけですし、そのほとんどが労働者の健康を害する、そういう状況になってきているわけでございます。</p> <p>本来のワークルールがいつの間にか崩壊をしてしましまして、働く者は雇用主の意に沿わなければ職を失うという不安から、自らを犠牲にして理不尽な要求を受け入れることが恒常化しております。今や、日本の経済はこれら働く者の犠牲の上に成り立っていると言っても過言ではないだろうと思うわけでございます。とりわけ、チェーン店やフランチャイズ関連はパワハラが横行いたしまして、ワークルール無法地帯とも言われているわけございまして、雇用の回転が非常に早い、定着しない職種の代表格ともなっているようございまして。労働行政を担う道としてこのことについて、どのように把握をしているか、また、問題解決をどのように進めてこられたのか、また、今後どのようにしていこうというお考えなのかをお聞きしたいと思います。</p> <p>(二) 道内の雇用状況について 1 雇用状況について (高橋委員) 過去5年間における雇用の増減数と正規・非正規の内訳、離職の数と職種、離職までの期間についてをお知らせください。</p> <p>2 雇用状況の認識について (高橋委員) これらの内訳についての認識についてお聞きします。</p>	<p>った均衡ある処遇がなされることが重要であると考えておりまして、働く方々のそれぞれの能力や責任の大きさなどを踏まえて適正に処遇されることが必要であると考えているところでございます。</p> <p>(経済部長) 道の取組などについてであります。平成22年3月卒業者の3年以内離職率をみますと、チェーン店の多い「宿泊業、飲食サービス業」におきまして、高卒者67.7パーセント、大卒者61.2パーセントと高くなっておりますほか、同じようにチェーン店の多い「卸・小売業」につきましては、雇用保険の資格喪失者が多いなど定着率が低いものと考えられるところでございます。</p> <p>道では、これまで若年者に労働条件などのワークルールを周知するため「働く若者ルールブック」を作成し、すべての高校や大学などに配置いたしますほか、高校へ弁護士などの専門家を派遣いたしまして、ワークルールに関する講義を行うなどの取組を行っているところでございます。</p> <p>本年度は、新たに、若者の雇用トラブル防止を目的といたしました企業訪問によります労働法令遵守の働きかけやシンポジウムの開催などを実施しており、今後とも、こうした取組を通じまして、働く方々がいきいきと働きつづけることができる社会の実現に努めていかなければならないものと考えているところでございます。</p> <p>(就業支援担当課長) 道内の雇用状況についてでございますが、労働力調査によりますと、平成21年の道内における雇用者数は、216万人で、このうち正規職員は137万人、非正規職員は79万人となっております。平成25年においては、雇用者数が212万人と4万人減少し、このうち正規職員が127万人と10万人減少しました一方、非正規職員が85万人ということで6万人増加している状況でございます。</p> <p>また、離職者の数と職種などのデータはございませんが、失業者数を見ますと、平成21年は15万人、25年が12万人で、3万人減少しております。</p> <p>なお、離職状況につきましては、本年3月からジョブカフェにおきまして、若年者の離職状況調査を実施しており、9月の中間取りまとめの結果では、対象者590人のうち、7割が3年以内に離職し、そのうち約半数が1年以内に離職しており、前職を見ますと、飲食や宿泊などといった接客・サービス業、事務員の2職種が全体の4割を占めている状況でございます。</p> <p>(就業支援担当課長) 道内の雇用状況の認識についてでございますが、本年10月の有効求人倍率が0.90倍と57ヶ月連続で前年同期を上回りますとともに失業者数につきましては、減少するなど改善している一方で、全国では増加傾向にある雇用者数は、本道では減少するとともに、非正規労働者の割合あるいは新規学卒者の就職後3年以内の離職率は全国平均を上回るなど依然として厳しい状況にあると考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 根幹について (高橋委員) その根幹の原因についての所見をお聞きします。</p>	<p>(労働局長) 道内の雇用状況に関する要因についてでございますが、本道におきまして、非正規労働者の割合が高い要因につきましては、企業において労務コストの削減や業務量の変動調整などから、一時的・臨時的な労働力としてのニーズがあることのほか、季節労働の影響を受けやすい宿泊業などで働く方々の占める割合も全国と比較して本道が高いことなどが考えられるところでございます。</p> <p>また、離職率が高い要因につきましては、若年者をはじめとした働く側の産業理解の不足のほか、離職の主な原因として挙げられる仕事のやりがいが見出せないなどの悩みに対する企業内での相談体制の不備、あるいは賃金・労働時間などの処遇の改善が進んでいない、そうしたことが考えられるところでございます。</p>
<p>4 傾向について (高橋委員) この傾向は今後も続くというふうにお考えですか。</p>	<p>(労働局長) 道内の雇用状況の今後の傾向についてでございますが、道内の雇用状況につきましては、他都府県と比較すると厳しい状況にありますものの、有効求人倍率が57ヶ月連続で上昇をしておりますことや27年3月卒業の新規高卒者の就職内定率が高水準にありますことなど明るい兆しがあります。他方で、非正規労働者の割合や離職率が高く、幅広い業種や職種で人手不足が生じておりまして、こうした状況の解消に向けまして、道内企業におきましても非正規労働者からの正社員化やあるいは賃金など労働条件の改善に向けた取組も進んでいくものと考えているところでございます。</p>
<p>5 雇用の状況について (高橋委員) 道内の雇用に対して、このような状況が好ましいものとは思わないわけでございますけれども、先ほど高校の就職が求める数が増えたと言われておりますけれども、増えたにしても正社員だといっても、一方では、正社員であればあるほどノルマがきつくなっていったり、様々ことが今度は課せられていく、結果、回転が速くなっていくから就職率も高まっていくということになるわけです。今、言ったように道内のこのような状況について、その認識と対処についてお聞きしたいと思えます。</p> <p>(高橋委員) 雇用形態がずいぶん様変わりしてまいりました、何時からこのような状況になってしまったのでしょうか、</p>	<p>(経済部長) 現状に対する認識と今後の取組についてでございますが、本道は、非正規労働者の割合や新規学卒者の就職後3年以内の離職率が全国平均を上回りますなど依然として厳しい状況であるものと認識しているところでございます。</p> <p>人口減少社会におきまして、雇用者数の減少が懸念される中、企業におきましては、正社員化など処遇改善の取組を進めますとともに、働く側におきましても、地域産業の理解を深めることなどにより、安定的かつ良質な雇用を拡大していくことが重要であるものと考えているところでございます。</p> <p>今後とも、道といたしましては、企業に対しまして、経営者セミナーの開催やアドバイザーの派遣、個別コンサルティングの実施など働きやすい職場環境づくりに向けた支援を行いますとともに、若年者をはじめとした働く側に対しまして、職場見学会や道内14地域での企業説明会の開催など地域産業の理解を深め、適切な職業を選択できるよう取り組むなど、一人でも多くの方が安心して、いきいきと働くことができるよう取組を進めていく考えであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>仕事をしても辞める方が非常に多くなってきている。 さらには過大なノルマをかけられていく、そして十分な職場環境が保たれていってない、給料が非常に安い、抑えられていっているという状況が最近是非常に多くなってきているわけで、まさしく働く側からすれば非常に由々しき状況になっているだろうというふうに思っています。</p> <p>そういう社会に若い方々を輩出していくということになるわけですから、今、お話があったように様々なワークルールについての研修だとか、企業に対する講習だとかがあるんですが、一方で、前にもちょっとお話させていただいたんですけど、例えばワークルールについての研修だとかは職業校に限られてしまったりだとか一部の方々になってしまったりとか、これじゃいけないということで全ての高校、全ての大学でこのワークルールについて、きちっと対応すべきだというふうにお話させていただきましたけども、しかし、そのお答えの中では、その努力を道の方でもされてきたけども、来年度に向けても必ずしも全ての高校、大学でそのことが行われるわけではない、今までの職業校に少し広げた程度の話だけと。</p> <p>従って今、お話がありましたけども、様々な新しく職場に就こうと思っている若い方々について、労働のルールというのはどういうものかということも十分に浸みいっていく状況ではないということですね。</p> <p>一方、改善が本当にされているのかと、雇用主側です、それも殆どそうではないだろうということから、結局、回転、離職、また就職、離職、就職ということになっていくのではないかなと思うわけでございます。</p> <p>そして、過大なノルマやパワハラなど受けて自分の中にグッとそのことを押し込めてしまっって最終的には大変なことになってしまうということでございます。</p> <p>(四) 過労死について 1 過労死の実態について (高橋委員) 過去5年間における道内の過労死の実態についてお聞きしたいと思います。</p> <p>2 過労死の実態把握について (高橋委員) 今後の過労死の実態調査をどのように行う考えなのかお聞きしたいと思います。</p>	<p>(就業支援担当課長) 過労死の実態についてでございますが、過労死そのものについての調査はございませんが、厚生労働省が公表しております「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によりますと、道内における長時間労働などに起因する脳・心臓疾患による死亡の労災保険給付の支給決定件数は、平成21年度が2件、22年度が4件、23年度が5件、24年度が4件、25年度が3件となっているところでございます。</p> <p>また、精神障害による自殺の労災保険給付の支給決定件数につきましては、平成21年度が3件、22年度が2件、23年度が5件、24年度が5件、25年度がゼロとなっているところでございます。</p> <p>(就業支援担当課長) 過労死の実態把握についてでございますが、先月施行されました過労死等防止対策推進法におきまして、国は、過労死等に関する実態の調査を行わなければならないこととされておりまして、道といたしましても北海道労働局と連携しながら実態把握に努めますほか、道が開設しております「労働相談ホットライン」におきまして、その内容が過重労働などである場合には、労働基準監督署に通知するなど、緊密な連携を図っているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 タイムカードについて (高橋委員) タイムカードの義務化についてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。</p>	<p>(就業支援担当課長) タイムカードについてでございますが、労働時間の適切な管理は、過重労働防止や割増賃金不払いの防止はもとより、働く方々の生活充実・向上のために必要でありますことから、使用者は、タイムカードをはじめとする適切な方法によりまして、労働時間を管理しなければならないと考えているところでございます。</p>
<p>4 証言の義務化について (高橋委員) 過労死を労災認定する場合の重要なファクターとして、上司や同僚などの証言が必要ということになるのですが、その義務化についてはどのようにお考えなのでしょうか。</p>	<p>(就業支援担当課長) 上司などの証言の義務化についてでございますが、先月施行されました過労死等防止対策推進法におきましては、国では、労働者・使用者の代表者や過労死等に専門的知識を有する方だけではなく、過労死等で亡くなられた方の遺族などの意見も聴きながら、過労死等の防止のための対策に関する大綱を作成することとされておりまして、道といたしましては、こうした国の動向を注視しながら、適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。</p>
<p>5 会社名の公表について (高橋委員) 過労死があったところについては、会社名も明らかにすべきではないかと思えます。これまでの過労死の中で、アパレル業界なども有名なところでございますけれども、そこでも過労死はあった。しかし、そのことは、なかなか証明することができないという状況はありましたけれども、家族は今でも戦っているわけでございます。そういうことも含めて、過労死のあった場合の会社名の公表について義務化をすべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>(労働局長) 会社名の公表などについてでございますが、国におきましては、今年11月に実施をしました過重労働などに対する重点的な監督に当たりまして、重大・悪質な違反が確認された事業所におきましては送検をし、公表することとしております。企業名の公表につきましては、過労死等の防止にあたって一定の効果があるものと考えているところでございます。</p>
<p>6 過労死の防止のための方策について (高橋委員) 表に現れる過労死の労災認定は、氷山の一角というよりも、ほんの少し頭出しした程度ではないかと思うわけでございます。長時間の勤務などでの心臓疾患や脳内疾患の他にも、自殺もカウントしなければならないと思っております。そういう意味からすると、25年度はゼロであるということですが、一方、申請は8件もあるということになるわけで、ここに証明の難しさが横たわっていると思うわけでございます。 施行された法律には、防止のために遺族からも意見徴取を行うようでございますが、それだけではなく、過労死に至った場合、家族の求めに応じて、上司や同僚などの証言も実施する事がなければ、うやむやの状況になってしまうのではないかと思うわけでございます。 国の動向だけではなくて、過労死防止のための方策はどうあるべきと道は思っているのかお伺いします。</p>	<p>(経済部長) 過労死防止のための方策についてであります。道ではこれまでも、労働関係法令を周知するための労働ガイドブックや、若年者向けにワークルールをわかりやすく解説しました「働く若者ルールブック」を作成・配付するとともに、事業主向けセミナーを開催するなど、働く側、企業側の両方に対しまして、ワークルールの普及啓発に努めていますほか、雇用のトラブルの解決に向けた労働相談などの取組を実施しているところでございます。 道といたしましては、働く方々が健康で安心して働けることが重要であると考えているところでありまして、今後ともこうした取組を着実に進めますとともに、過労死等防止対策推進法に基づき国が示す予定の大綱をはじめ、先ほど申し上げました国の実態調査結果なども踏まえまして、北海道労働局や関係団体などと緊密に連携し、過労死等の防止のための方策を効果的に推進することが必要と考えているところでございます。</p>
<p>(三) ブラック企業、ブラックアルバイトについて 1 ブラック企業について (高橋委員) 学校を卒業して、そして就職をして、そしてその就職先でいるんということが起きるといふ前にもう一つあるのは、就学中のアルバイトの問題ですね。</p>	<p>(就業支援担当課長) いわゆるブラック企業についてでございますが、国におきましては、労働者に長時間、過重な労働を強いたり、賃金不払残業などの疑いがある企業に対し</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ブラック企業の概念について、改めてお聞きしたいと思います。</p> <p>2 ブラックアルバイトについて (高橋委員) ブラックアルバイトの概念についてお聞きします。</p> <p>3 実態について (高橋委員) 道内のブラック企業の実態とブラックアルバイトの実態をどのように把握しているのかお聞きします。</p> <p>4 働く方々への影響について (高橋委員) これらの実態が、働く方々へどのような影響を与えているとお考えでしょうか。</p> <p>5 道の対処について (高橋委員) アルバイトはですね、ほぼ学生が主体となっているわけでございまして、アルバイトに求められるのは、正規社員並のものであります。本来、アルバイトというのは、正規社員の補助的な業務であるというふうに思いますし、責任は課せられることがなく、テスト期間は休むことが出来るというのが、本来の学生にとってのアルバイトの姿でないかと思うわけでございまして、逆に正社員並みの責任が課せられて、ノルマも課せられていると、更には責任も任せられという実態が顕在化しているわけでございます。道として、これをどういうふうに解決されていこうとお考えなのかお聞きをしたいと思います。</p>	<p>まして、監督指導を行いますとともに、重大悪質な事案に対しましては、司法処分を含めた対応をしているところであり、これら労働者の「使い捨て」が疑われる企業等につきまして、一般的にそうした呼称で言われているものと承知しております。</p> <p>(就業支援担当課長) いわゆるブラックアルバイトについてでございますが、学生などのアルバイトで働く方々に対し、長時間・過重な労働を強いたり、賃金の不払などの疑いがある企業等について、一般的にそうした呼称で言われているものと承知しております。</p> <p>(就業支援担当課長) 道内の実態についてでございますが、道の労働相談におきまして、働く方々からは、賃金や労働時間、解雇など労働条件に関する相談が多く寄せられておりますとともに、北海道労働局におけます企業などへの監督指導の結果におきましても、法定労働時間や時間外割増賃金などに関する法律違反が認められていると承知しており、アルバイトで働く学生を含め、働く方々に対して、長時間・過重な労働や賃金の不払いといった問題が顕在化してきているものと考えております。</p> <p>(労働局長) 働く方々への影響などについてでございますが、長時間・過重な労働や時間外割増賃金の不払いなどは、労働者の重大な健康被害につながりますことや、生活の安定に大きな影響を及ぼすおそれがありますことから、道といたしましては、国におきまして法令違反などがある企業に対して適切な是正指導がなされますとともに、事業主が労働基準法や労働安全衛生法などの関係法令を十分に理解をし、それを遵守することが必要であると考えているところでございます。</p> <p>(経済部長) 道の対応などについてであります。道では、これまで、ワークルールに関しまして、事業主向けにセミナーの開催などを実施するほか、労働ガイドブックを配付しております。 また、若者に対しまして「働く若者ルールブック」を作成し、それをすべての高校や大学などに配置いたしますとともに、道の労働相談においても、学生アルバイトの相談件数の把握に努めているところでございます。 これに加えまして、本年度は新たに、若者の「使い捨て」などの雇用トラブル防止を目的といたしまして、シンポジウムの開催や企業訪問、こういったことを行うことにより、労働法令遵守の働きかけなどを行いますほか、特にアルバイト学生向けのリーフレットを作成いたしまして、大学や専修学校などに配付したところであり、今後ともこうした取組を通じまして、本道の将来を担う若者が安心して働ける社会の実現に努めていく必要があるものと考えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(高橋委員)</p> <p>今もお話をお聞きしましたけれども、大学、高校もあるでしょう、奨学金をお借りしている子供達もたくさんいらっしゃるわけでして、この奨学金を返すためにアルバイトをせざるを得ない状況である方が、3割以上もいるわけでございます。そういう意味からすると、アルバイトというのは、自分が学業を続けていくための必要不可欠なものでありますけれども、しかし、アルバイト先でこういうような状況になってですね、試験もまともに受けられないという状況があるとすれば、これも全く本末転倒な話になるわけでございます。しかし、雇う側がそういうことをきちっと理解をしていくということがなければ、これはアルバイトをしても、逆に言うと試験を受けられないという状況が解決をされないという状況になりますから、そういうことを非常に私は憂慮しているわけございまして、今ほど部長の方から、全大学の方にもアルバイトのための働くためのルールブックを配布をしているということでもありますけれども、しかし、それだけでは解決できないという問題がある。</p> <p>で、様々先ほどから、働く側に対しては、ルールブックの問題や相談の問題などの体制をとっている、そして、雇う側については、労働基準を守るように言っているということでございますけれども、それが実感として感じられないという状況が今あるだろうというふうに思っています。</p> <p>改めてこのことについても知事のお考えをお聞きしたいと思いますので、お計らいをよろしく願いいたしまして質問を終わります。</p>	